

令和2年12月14日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警察本部

横浜市の I R（統合型リゾート）誘致について

横浜市（以下「市」という。）は、横浜 I R の実施方針策定等のため、特定複合観光施設区域整備法（以下「I R 整備法」という。）に基づき「横浜イノベーション I R 協議会」（以下「協議会」という。）を設置・開催し、12月11日（金）の横浜市議会常任委員会において、県及び公安委員会（以下「県等」という。）との協議等が必要とされる「実施方針（案）」（別紙参照）について報告した。

1 市の取組状況

(1) 最近の動向

- 令和 2 年 3 月 12 日 令和 2 年 6 月の公表に向け、市議会常任委員会に、
「実施方針（案）の骨子」を報告
※ 上記を受けて、県は、県議会関係常任委員会に、
「実施方針（案）の骨子」を報告（3月18日）
4月15日 「実施方針」の公表予定時期を8月に延期
8月19日 「実施方針」の公表予定時期を再延期
11月17日 「横浜イノベーション I R 協議会」を設置・開催
12月11日 市議会常任委員会に、「実施方針（案）」を報告

(2) 市が想定する今後のスケジュール

- 令和 2 年 12 月～ 「実施方針（案）」に係る県、
公安委員会等との協議
「実施方針」の公表
I R 事業者の公募・選定
令和 3 年 10 月～令和 4 年 4 月末 「区域整備計画」の作成・認定申請
2020 年代後半 横浜での I R 開業

2 第 1 回協議会の開催概要

(1) 開催日時

令和 2 年 11 月 17 日（火）10 時 30 分～11 時 30 分

(2) 場所

パシフィコ横浜会議センター

(3) 構成員

出席者	I R整備法上の位置づけ
横浜市長【議長】	都道府県等（I R申請主体）の長
神奈川県知事	立地市町村等の長
神奈川県公安委員会委員長	公安委員会
横浜市町内会連合会会長	都道府県等の住民
横浜商工会議所会頭	関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者
横浜市立大学学長	

(4) 内容

開催趣旨説明、協議会運営要綱の制定 他

※ その他の協議事項は、同運営要綱に基づき非公開

3 実施方針の位置付け

「実施方針」は、市が、I R整備法に基づき策定するもので、I Rの方向性や考え方、施設、機能などに関する事項と、民間事業者の公募・選定に関する事項を記載するもの。

市は、「実施方針」の策定に当たり、県等と協議の上、それぞれが実施する施策及び措置に係る事項について、あらかじめ同意を得なければならないこととされている。

4 「実施方針（案）」の概要

(1) 構成

第1 はじめに

第2 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

第3 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

第4 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項

第5 設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

第6 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

第7 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

- 第8 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項
- 第9 その他事業の実施に関し必要な事項

(2) 県の同意対象となる施策等

上記(1)第8のうち、次の施策等については、県の同意対象となる。

ア 県が実施するギャンブル等依存症対策

- ・ 県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施。

県のギャンブル等依存症対策に係る記載内容は、3月に報告した「実施方針（案）の骨子」から変更がなく、県が実施する施策及び措置に照らして齟齬のない内容である。

(3) 公安委員会の同意対象となる施策等

上記(1)第6及び第8のうち、次の施策等については、公安委員会の同意対象となる。

ア IR区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等

（「公安委員会が実施する施策及び措置」及び「安全管理施設の整備（警察施設）」）

イ 公安委員会が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

ウ 公安委員会が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置

5 今後の県等における手続き

県等は、今後、市から示される「実施方針（案）」等に記載されるギャンブル等依存症対策等について、県等が実施すべき施策及び措置に照らし齟齬がないかを確認し、協議を整えた上で同意していく。

横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案）

※ 抜粋版（県及び公安委員会の同意対象となる施策等）

第6 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

10 I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等

(1) 市等が実施する施策及び措置

（市等の取組内容であるため省略）

(2) 公安委員会が実施する施策及び措置

公安委員会が実施する施策及び措置は以下のとおりである。詳細については、募集要項等において示す。

ア 交通の安全と円滑の確保、道路の交通に起因する障害の防止

イ 交通安全教育活動の推進

ウ I R区域内及びその周辺の交通安全施設の整備

(3) 安全管理施設の整備

I R区域内及び周辺地域の安全・安心の確保のために、市等は、次に掲げる消防施設及び警察施設をI R予定区域内に整備する。なお、整備用地はI R区域から除外することを想定している。整備に係る用地の考え方等については、募集要項等において示す。

ア 消防施設

（市の取組内容であるため省略）

イ 警察施設

I R区域内及びその周辺における各種警察活動を行うための施設の整備

第8 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

1 基本的な考え方

横浜I Rの実現に当たって、市は、国が定めた「世界最高水準の規制」と言われるI R整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に推進する。

I R整備法においては、国及び関係地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を講ずることが、位置付けられている。これらを踏まえ、市、国、県、公安委員会・県警、設置運営事業者、関係団体等、あらゆる関係者が強固に連携・協力し、I R関係法令その他関連法令等に基づき確実に各々の役割を果たす必要がある。

また、カジノに起因する治安や依存症等に対する市民の懸念や不安があることを十分踏まえ、誰もが安心して横浜I Rを訪れられるように、先進事例に学ぶとともに

に、横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、「安全・安心対策の横浜モデル」を関係者が一体となって構築する。

設置運営事業者は、自らの創意工夫とノウハウを最大限に生かして、市等が行う施策に協力すること。

2 ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症については、IR整備法、ギャンブル等依存症対策基本法や神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）などの関係法令等に基づくとともに横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）等を踏まえ、アルコールや薬物等他の依存症を含め総合的に依存症対策に取り組む。

(1) 依存症への総合的な取組

（市の取組内容であるため省略）

(2) 予防教育の実施

（市の取組内容であるため省略）

(3) 事業者や研究・専門機関との研究

（市の取組内容であるため省略）

(4) 調査による実態把握

（市の取組内容であるため省略）

※ 県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施。

3 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

IR区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえるとともに、国内外からの来訪者が数多くいることを鑑み、各関係者と適切に連携し、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保、性風俗関連特殊営業の規制等に取り組み、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くす。

(1) 市が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

（市の取組内容であるため省略）

(2) 公安委員会が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

ア 県、市、設置運営事業者、周辺地域との情報共有及び連絡体制の確保

- イ 適切な防犯環境の整備に関する対策の推進
- ウ 自主警備に関する助言及び指導
- エ 発生した犯罪に対する迅速かつ的確な対応
- オ I R 区域及びその周辺地域における地域警察活動の推進
- カ 設置運営事業者へのサイバーセキュリティに関する助言及び指導
- キ 清浄な風俗環境保持のための対策の推進
- ク 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進
- ケ マネー・ローンダリング対策等の推進
- コ 設置運営事業者への各種警備対策に関する助言及び指導
- サ 官民一体となったテロ対策の実施

4 青少年の健全育成

I R 区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえつつ、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、I R 区域や周辺商業施設における青少年の保護育成等に適切に取り組み、青少年の健全育成に万全を尽くす。

(1) **市が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置**

(市の取組内容であるため省略)

(2) **公安委員会が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置**

・青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するための対策の推進